

令和5年度ふくいの民宿集客力向上事業補助金

県内宿泊事業者の

サイトコントローラー等初期登録費用
および**宿泊予約サイト掲載用写真撮影費**を
支援します！

8月21日
申請受付
スタート

(1) 対象となる方 次のすべてを満たす方

- ◆旅館業法第3条第1項の許可を得て、県内で宿泊事業を行う民間事業者
または今後許可を得て同施設を運営予定の民間事業者（※民泊事業者は含まない）
ただし、次の各号のいずれかに該当する宿泊事業者は対象外とする。
 - (1)宗教活動または政治活動を行うことを目的に組織されている団体
 - (2)暴力団または暴力団員等の統制下にある団体
 - (3)規則、会則等が整備されていない団体
- ◆県税の納税に滞納がない事業者

(2) 補助対象経費・補助要件

① サイトコントローラーやPMSの新規登録にかかる経費

新規にサイトコントローラーやPMSに登録する。
(他社システムへの乗り換えも可)

② 宿泊予約サイト掲載用写真撮影にかかる経費

宿泊予約サイトに、宿泊施設や料理、体験プラン等に関する
写真を新規に掲載または更新する。



(3) 補助金の交付額

- ① サイトコントローラーやPMSの新規登録にかかる経費 **12,000円**
- ② 宿泊予約サイト掲載用写真撮影にかかる経費 **30,000円**

※補助対象経費が上記金額を下回る場合は、補助対象経費の額とします。

申請書等の提出先・問合せ先

福井県交流文化部観光誘客課 (〒910-0004 福井市宝永2丁目4-10)

受付時間 平日8:30~17:15 (年末年始・祝日を除く)

☎ 0776-20-0291

✉ kankou@pref.fukui.lg.jp

ふくいの民宿集客力向上事業補助金

検索



申請手続きは裏面をご覧ください

補助金の申請から交付までの流れ

(1) サイトコントローラーやPMSの登録(※1) 宿泊予約サイト掲載用の写真撮影、サイト更新(※2)を行います

- ※1 令和5年8月21日から令和6年2月29日までに登録・支払完了したものが対象です。
- ※2 令和5年8月21日から令和6年2月29日までに撮影・支払完了したものが対象です。
- ※3 補助金の申請は、(1),(2)の両方でもいづれか一つでも構いません。
- ※4 補助金の交付は1事業者1回限りです。

(2) 交付申請書を福井県に提出（郵送等）してください(※7、8)

サイトコントローラー等登録

- ① 交付申請書兼実績報告書および請求書
- ② 通帳または領収書の写し
(登録費の支払完了したことが分かるもの)
- ③ 県税の納税状況の確認について
- ④ 旅館業法第3条第1項の許可証の写し
(新規開業の場合は不要)

宿泊予約サイト掲載用 写真撮影

- ① 交付申請書兼実績報告書および請求書
- ② 通帳または領収書の写し
(撮影費の支払完了したことが分かるもの)
- ③ 県税の納税状況の確認について
- ④ 旅館業法第3条第1項の許可証の写し
(新規開業の場合は不要)
- ⑤ 撮影した写真
(原則として、PNGまたはJPEG形式でメールにて提出してください。)

- ※5 サイトコントローラー等登録の補助を受けるには、海外向け宿泊予約サイト(Airbnb、Booking等)を含む二つ以上の宿泊予約サイトにご登録いただく必要があります。
- ※6 ご提出いただいた宿泊予約サイト掲載写真は、県や市町、観光協会等の広報誌等に使用させていただく場合があります。
- ※7 申請書の受付期間は、令和5年8月21日から令和6年3月6日です。(必着)
- ※8 郵送方法については任意ですが、県に郵送物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。

(3) 「補助金交付決定兼額の確定通知」が県から届きます

(2)の申請書をご提出いただいてから約1~2か月後

(4) 補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

 年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。